

道路維持管理計画

令和6年9月

中国地方整備局
岡山国道事務所

目 次

1. 管理路線の概要	1
2. 道路管理計画策定の背景と目的	4
3. これからの道路管理の取り組み（道路管理計画）	5
(1) 道路の安全確保に向けて（維持管理目標）	5
①道路巡回	5
②共同溝巡回	7
③清掃	8
④除草	10
⑤植樹剪定	11
⑥舗装維持	12
⑦設備点検	13
⑧照明維持	14
⑨除雪及び凍結防止剤散布	15
⑩橋梁点検	17
⑪トンネル点検	17
⑫防災点検	18
⑬シェッド・大型カルバート等点検	19
⑭横断歩道橋点検	19
⑮附属物（標識、照明施設等）点検	19
⑯道路土工構造物点検	19
⑰橋梁補修	20
⑱トンネル補修	20
⑲防災対策	21
⑳橋梁耐震補強	21
4. その他	
(1) 道路管理方針の周知、広報	22
(2) ICT・AIの技術を活用	23
5. 参考資料	25

1. 管理路線の概要

岡山国道事務所は、岡山県内の道路事業を担当しており、道路事業における県内国道の直轄指定区間は、一般国道2号、30号、53号の全線及び180号の一部で計267.5kmとなっている。

○岡山国道事務所が直轄管理する路線

①一般国道2号

一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る主要幹線道路であり、当事務所では兵庫、岡山県境より岡山、広島県境に至る延長101.8kmを管理している。

この路線は県南の人口集中地域を横断するため、都市内、都市間、長距離の交通が重なり利用度が極めて高く、交通混雑が激しい区間となっている。

②一般国道30号

一般国道30号は、岡山県岡山市から香川県高松市に至る路線であり、当事務所ではその一部の24.2kmを管理している。

この路線は山陽と四国とを連絡する道路であり、交通需要が極めて高い路線となっている。

③一般国道53号

一般国道53号は岡山市から岡山県北部に位置する津山市を經由して鳥取県鳥取市に至る路線で、当事務所ではその一部の93.4kmを管理している。

この路線は一般国道2号と一般国道9号とを結ぶ道路であり、交通需要が極めて高い路線となっている。

④一般国道180号

一般国道180号は岡山市から鳥取県を經由して島根県松江市に至る路線で、当事務所ではその一部の48.1kmを管理している。

この路線は一般国道2号と一般国道9号とを結ぶ道路であり、交通需要が極めて高い路線となっている。

■出張所別管理区間延長

路線名	延長 (km)	起終点	岡山 (km)	玉島 (km)	津山 (km)
2号	(9.8)	兵庫県赤穂郡上郡町～福山市大門町	-	(9.8)	-
	92.0	() は、笠岡バイパス、玉島笠岡道路	47.8	44.2	-
30号	-	岡山市北区表町～岡山・香川県境	-	-	-
	24.2		24.2	-	-
53号	(1.8)	岡山市北区南中央町～勝田郡奈義町	-	-	(1.8)
	91.6	() は、津山バイパス	13.6	-	78
180号	(10.8)	岡山市北区伊福町～総社市種井	-	(10.8)	-
	37.3	() は、岡山西バイパス、総社一宮バイパス、岡山環状南道路	-	37.3	-
計	(22.4)	1	(0.0)	(20.6)	(1.8)
	245.1		85.6	81.5	78

■通行規制区間

【事前通行規制区間】

【連続雨量とは、降り始めからの降雨量の累計であり、3時間以内の中断の場合も連続とみなす。また、3時間以上2mm以下で累計雨量がゼロリセットされる。なお、2mm以下が継続している場合において、3時間に満たない期間で、3mm以上が発生した場合は、降り始めからの雨量の累計で考える】

記載 番号 箇所 図	路線 名	異常気象時通行規制区間			道路通行規制基準		出張所
		区間	距離標	延長 (km)	現場出動の雨量 (第2警戒値)	通行止め雨量	
①	2	備前市三石船坂～ 備前市三石四十谷	131k400～ 132k300	0.9	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	岡山維持
②	2	備前市三石木谷口～ 備前市三石八木山	134k100～ 135k400	1.3	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	
③	2	備前市三石八木山	137k000～ 137k800	0.8	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	
④	2	備前市伊里中～ 備前市東片上	140k500～ 142k600	2.1	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	
⑤	53	岡山市北区御津草生 ～ 岡山市北区御津鹿瀬	23k700～ 25k400	1.7	連続雨量 120mm	連続雨量 200mm	津山
					連続雨量 30mm以上 かつ 時間雨量 50mm以 上予想される時	時間雨量 50mm かつ 連続雨量 80mm	
⑥	180	総社市井尻野～ 総社市宍粟	24k400～ 25k600	1.2	連続雨量 120mm	連続雨量 200mm	玉島維持

【高梁川増水に伴う事前通行規制区間】

記載 番号 箇所 図	路線 名	異常気象時通行規制区間			道路通行規制基準		出張所
		区間	距離標	延長 (km)	現場出動の水位	通行止めの水位	
⑦	180	総社市宍粟～ 総社市日羽	27k780～ 29k780	2.0	広瀬水位 4.7m	広瀬水位 6.9m	玉島維持
⑧	180	総社市日羽～ 総社市美袋	30k360～ 32k880	2.5	広瀬水位 4.7m	広瀬水位 6.9m	
⑨	180	総社市美袋～ 種井字内宮	35k680～ 39k680	4.0	広瀬水位 4.7m	広瀬水位 6.9m	

■通行規制区間

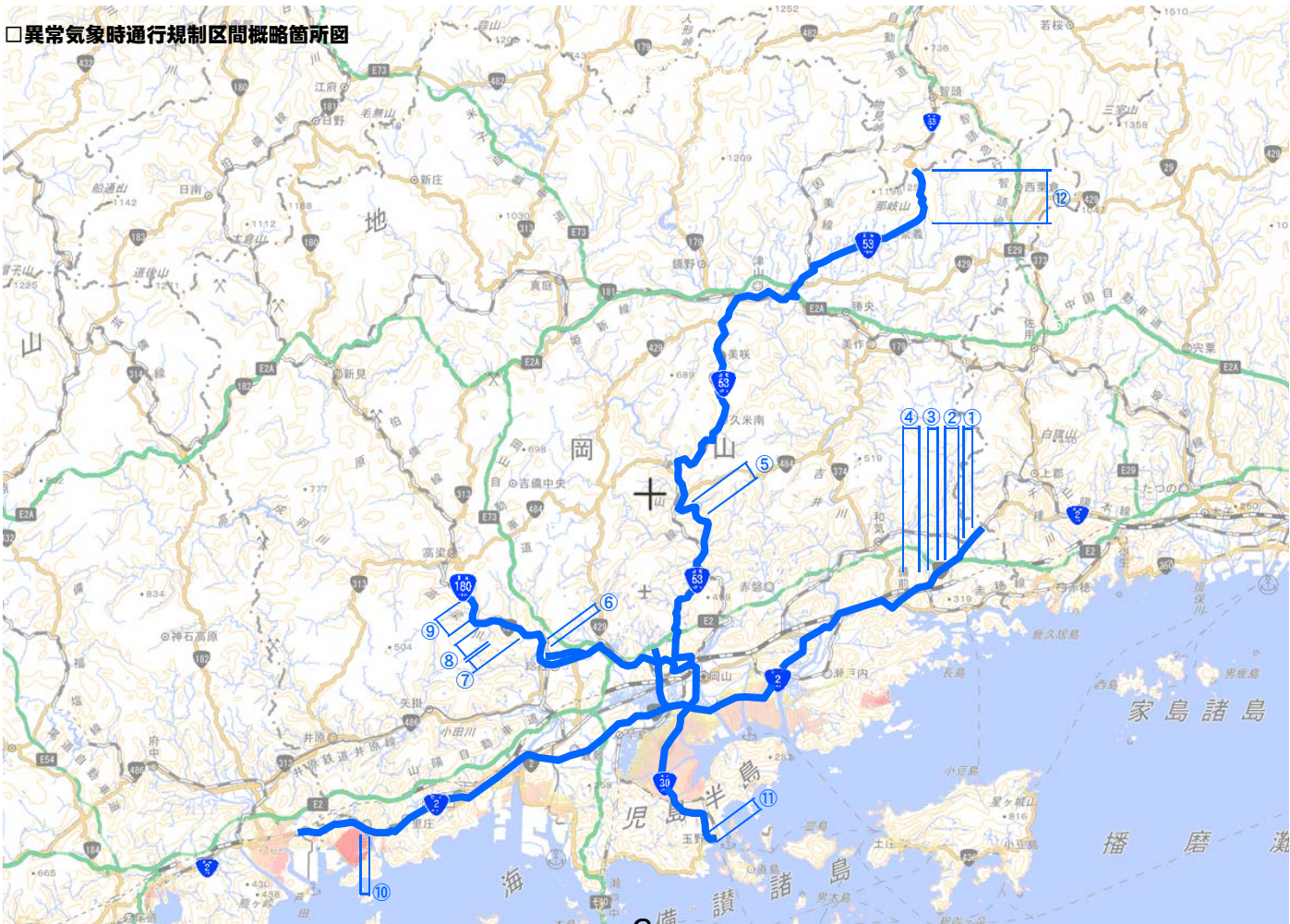
■高潮に伴う道路冠水箇所

記載 番号	概略 箇所 図	路線 名	道路冠水箇所			出張所
			区間	距離標	延長 (km)	
⑩		2	笠岡市伏越～ 笠岡市西の浜	215k700～ 216k900	1.2	玉島維持
⑪		30	玉野市宇野～ 玉野市築港	23k400～ 24k232	0.8	岡山維持

■積雪時通行止め区間

記載 番号	概略 箇所 図	路線 名	大雪による積雪時通行止め区間				出張所
			区間	距離標	延長 (km)	備考	
⑫		53	奈義除雪基地～ 岡山・鳥取管理境	83k900～ 90k996	7.1		津山

※積雪寒冷特別地域: 国道53号 津山市杉宮～奈義町馬桑(71k400～91k000) 19. 6km



2. 道路維持管理計画策定の背景と目的

◆背景と目的

岡山国道事務所が管理する国道の維持管理は、地域により気象条件や沿道状況が異なることから、各出張所毎に清掃、除草、植樹管理等の維持管理基準により実施してきた。

岡山国道事務所管内における維持管理についても、全国統一基準が設定されたことから、維持管理項目毎の対象区間や作業頻度等を明確にした「道路維持管理計画」を策定、公表するとともに、この計画を基に道路の維持管理を実施している。

事後においては、維持管理項目ごとに実施した実際の頻度や費用、沿道住民からの苦情・要望等について明確にしつつ、次年度以降の維持管理に反映していく。

なお、維持管理計画の見直しにあたっては、客観的なデータに基づき行うとともに、地方自治体担当部局や道路利用者からの意見等を反映するなど、適切に実施するものとする。

3. これからの道路管理の取り組み(道路管理計画)

(1) 道路の安全確保に向けて(維持管理目標)

①道路巡回

【道路巡回の種類と実施頻度】

○通常巡回

平常時における巡回であり、原則パトロールカーからの視認または、目視と同等の情報が得られると判断した支援技術により確認できる範囲で、道路の状況、交通の状況、道路利用状況等を把握するため実施する。

※支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定するものとする。

実施頻度：原則として2日に1回の頻度で実施する。

なお、交通量の多い区間の通常巡回については、上記によらず頻度を増やして実施する。

○定期巡回

主として通常巡回を補完する目的で実施するものであり、徒歩にて道路構造物等の細部点検を実施する。

実施頻度：原則として年に1回の頻度で管理区間を1巡する。

○異常時巡回

台風、集中豪雨、積雪時の異常気象時や地震発生時に実施する巡回であり、主として危険が予測される箇所の点検及び道路施設の被災状況、通行の可否等を確認するために実施する。

実施頻度：異常気象時等に適宜実施する。

道路巡回は以下の項目を目的として実施する。

- i) 道路の異常、破損等を発見し、道路構造の保全を図る。
- ii) 交通に支障を与える道路の障害物および障害発生の危険を発見する。
- iii) 道路の交通状況を把握する。
- iv) 占用工事、請願工事等の実施状況を把握する。
- v) 道路の不法使用、不法占用に対する指導、取締りをする。
- vi) 緊急を要する異常を発見した場合に、応急措置を実施する。

通常巡回(落下物処理)



通常巡回(落下物処理)



定期巡回(法面)



○道路パトロール支援システムの活用

スマートフォン、ドライブレコーダーを活用し路面劣化状況を管理者自身で把握することで舗装点検業務の効率化を図る。

また、パトロール日報作成機能、住民要望管理機能などで日常業務の効率化を図る。各種機能はクラウドサービス上で利用する。 ※津山出張所・玉島維持出張所での取り組み

【活用状況】

- ・点検データの登録や確認、道路パトロール報告書作成
- ・舗装補修箇所の選定（補修箇所の精度向上）



○道路情報収集による維持管理の効率化・高度化にかかる取り組み

道路巡回時に車載360°カメラで映像を取得し、最新の道路および周辺の状況を記録・確認することで、維持管理の効率化・高度化に取り組んでいる。

※玉島維持出張所での取り組み



②共同溝巡回

実施頻度：原則として年に2回の頻度で実施する。

1. 共同溝巡回は以下を目的として実施する。

共同溝は、N T T、電気、水道、ガスといった施設が入溝しており、共同溝本体の異常、破損等を発見し常時良好な状態に保つことにより、ライフラインの確保を目的として実施する。

2. 事務所の施設量

i) 岡南共同溝 (1 工区)	L = 1 . 9 k m
ii) 岡南共同溝 (2 工区)	L = 1 . 3 k m
iii) 岡山共同溝	L = 1 . 1 k m
iv) 番町共同溝	L = 0 . 6 k m
v) 岡山西共同溝 (1 工区)	L = 2 . 0 k m
vi) 岡山西共同溝 (2 工区)	L = 2 . 3 k m



③清掃

【実施頻度】

○車道の路面清掃

路面清掃は、路肩付近に土砂や落葉等が堆積し、自動車の制動距離の延伸及び二輪車等の事故を防止するために必要に応じて実施する。

また、関係する道路管理者と清掃の実施頻度等を調整の上、対応する。

実施頻度：（別図－２参照）

- ・岡山市内中心部（４車線区間） 堆積状況を確認の上、年間２回程度実施する。
- ・補助国道と同じ程度にすべき地域（国道２号現道本線・国道５３号４車線区間）
堆積状況を確認の上、年間１回程度実施する。
- ・その他地域 堆積状況を確認の上、年間１回程度実施する。
- ・側道及びランプ 堆積状況を確認の上、年間１回程度実施する。

○歩道清掃

歩行者や自転車の通行に支障がないよう必要に応じて実施する。

実施頻度：原則として街路樹等からの落葉の除去に限定して実施する。

○排水施設（構造物）清掃

土砂の堆積等による通水障害を防止するため、土砂の堆積状況、排水系統、流末の処理能力等を調査の上、必要に応じて実施する。

実施頻度：排水施設を概ね１０年間で１巡できるよう箇所を限定した上で、年に１回を目安として実施する。

１．道路清掃については、以下の箇所について実施する。

- i) 車道部の路面清掃
- ii) 歩道清掃
- iii) 排水施設（構造物）の清掃

２．事務所の施設量と実施エリア

i) 車道部の路面清掃

路面清掃延長 ４３６．９km（上・下線合計）

うち 岡山市内中心部の４車線区間	１６．７km	年２回
補助国道と同じ頻度にすべき地域	９６．７km	年１回
その他地域	１５２．３km	年１回
側道及びランプ	２４．４km	年１回

※実施頻度については、岡山県（岡山市）と調整済み

路面清掃



路面清掃



歩道清掃【清掃前】



歩道清掃【清掃後】



排水施設（構造物）清掃【清掃前】



排水施設（構造物）清掃【清掃後】



④除草

＜具体的に実施する箇所＞

- ・ 曲線部で視距を確保する箇所
- ・ 交通安全施設の機能を確保する箇所・・・案内標識、デリニエータ等視線誘導標
- ・ 歩道がなく、路肩を二輪車（バイク、自転車）が走行する箇所
- ・ 観光地等で美観上の配慮が必要な箇所・・・関係する道路管理者と実施頻度を調整の上対応

1. 除草は以下の目的で実施する。

除草は、雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で、実施する。

- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

2. 事務所の施設量と実施エリア

除草面積 約679,000m²

うち 約264,900m² 実施

除草【除草前】



除草【除草後】



⑤植樹剪定実施頻度 （別図－４参照）

高木（特定地域）	： 1年に1回程度
高木（上記以外）、中低木	： 3年に1回程度
寄植	： 1年に1回程度

1. 植樹剪定は以下を目的として実施する。

植樹帯及び中央分離帯の植栽の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、道路利用者からの視認性の確保、植栽の適切な管理のため植樹剪定を実施する。
なお、樹種等に応じて個別の植栽剪定に配慮する。

2. 事務所の施設量

植栽管理（高木・特定地域）	約	350本
植栽管理（高木・上記以外）	約	5,000本
植栽管理（中低木）	約	18,700本
植栽管理（寄植）	約	121千㎡

※特定地域：岡山の玄関口である岡山駅、後楽園、岡山城などの観光名所や大規模商業施設が集中し、多くの市民・観光客が集まる地域

区間：一般国道2号（旧道）大供交差点～新京橋西交差点（L=1.1km）

一般国道53号 大雲寺交差点～番町交差点（L=1.7km）

植樹剪定【剪定前】



植樹剪定【剪定後】



⑥舗装維持

実施方針

舗装の維持（道路管理上緊急的に実施する必要があるポットホール、パッチング等を除く）は、ひび割れ率40%又はわだち掘れ率40mm以上を目安とする。

また、緊急的な対応が必要な状況である場合等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施するものとする。

1. 舗装維持は以下の項目を目的として実施する。
 - i) 舗装の耐久性を確保し、舗装の構造機能を保つ。
 - ii) 路面の走行性を確保し、交通の安全と快適性を保つ。
 - iii) 舗装に起因する沿道環境の悪化を防ぐ。

2. 事務所の施設量

- | | |
|---------|-----------------------|
| ①車道舗装面積 | 約3,380千m ² |
| ②歩道舗装面積 | 約447千m ² |

3. 対応の考え方

- ①通常巡回時に現状を確認の上適切に実施。
- ②騒音・振動等の地元要望対応
- ③交差点部におけるわだち掘れについて、波状切削を実施する。

シール材注入



切削オーバーレイ



⑦設備点検

実施方針

電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）の点検は、「電気通信施設点検基準（案）」（令和2年11月）及び「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」（平成28年3月 総合政策局）、「道路関係設備（機械設備）点検・整備・更新マニュアル（案）」（平成28年3月 国道・防災課）に基づき実施する。

1. 設備点検は以下を目的として実施する。

電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）は、道路管理上、重要な施設であり、これら施設を定期的に点検することにより良好な設備環境を維持することを目的とし、計画的な修繕・更新等を実施する。

2. 事務所の施設量

i) 電気通信設備

・トンネル警報設備	21台
・道路情報表示設備	52台
・交通遮断設備	9台
・CCTV設備	177台
・テレメータ設備	23台
・ラジオ再放送設備	5台
・通信補助設備	5台
・地下道警報設備	6台
・共同溝電気設備	7台
・予備電源設備	229台
・受変電設備	13台

電気設備点検（道路情報板）



ii) 道路管理施設（機械設備）

・トンネル換気設備	1箇所
・道路排水設備	6箇所
・共同溝機械設備	9箇所

機械設備点検（排水設備）



⑧照明維持

実施方針

- ・ ランプ切れ又は経済性を勘案して、灯具等の交換作業を実施する。
- ・ 灯具等の交換にあたっては、経済比較により適切な灯具を選定するとともに、消費電力量の変更がある場合には、遅滞なく電力供給契約の変更申請手続きを行うものとする。

1. 事務所の施設量

- i) 道路照明 約 2,406灯
- ii) トンネル照明 約 1,370灯

道路照明灯のランプ球替え



トンネル照明灯のランプ球替え



⑨除雪及び凍結防止剤散布

管内の一般国道指定区間の道路交通を緊急に確保するため、積雪・気象状況等をすみやかに把握し、迅速且つ適切な除雪活動を実施する。

【除雪目標】

（平常時）路面上に約5cm以上の雪を残さないように、常時2車線の確保を目標とする。

（緊急時）大雪時通行止め予定区間等において、警察等の関係機関と必要な協議を行い、通行止めを行った上での集中的な除雪を実施する。

1. 除雪の内容については、安全で円滑な冬期道路交通の確保が図られるよう、以下を目安としつつ、降雪量や道路の存する地域の地形の状況等に応じた適切な措置を講じるものとする。

（新雪除雪）車道：5cm～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合
歩道：必要な区間において、20cm程度の降雪量を目安として、歩行者の通行に支障がある場合

（拡幅除雪）堆積した雪により必要な車線幅員（2車線）及び堆雪幅の確保が困難になった場合

（排雪）人家連担地、高架橋等で堆積した雪の上に、さらなる降雪が予想され、必要な車線幅員（2車線）が確保できなくなる場合

（路面整正、圧雪の除去）連続降雪による圧雪成長及び氷盤により、放置すると道路交通の確保が困難となる場合又はその恐れがある場合及び路面の平坦性を確保する必要がある場合

（薬剤散布）路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合

（具体的な散布予定箇所）

- ・局部的に日陰となる箇所、橋梁、トンネル・洞門等の出入口付近
- ・縦断勾配が急な区間（概ね4%以上の区間）
- ・平面曲線半径が小さい区間（約300m以下の区間）
- ・前後区間に対し幅員が狭小な区間、信号交差点や横断歩道、事故多発箇所
- ・なお、設定した区間外においても交通安全の確保から散布の必要が生じる

除雪箇所

凍結防止剤散布



○除雪におけるICTの取り組み

MMS 3次元点群データと国内の準天頂衛星システムQZSS「みちびき」が提供する、誤差数cmの精度で位置情報を取得できるCLAS（シーラス）を活用した、ロータリー除雪機のMG（マシンガイダンス）を実現・運用。 ※津山出張所での取り組み



車両、対象物の位置が表示される



ジョイント部に近づくと、ガイダンス音声とともにモニターも赤画面へ変化。

・モニターには、車両走行位置、路面の構造物の位置情報が表示され、注意箇所の音声ガイダンスとともに、位置が目視で正確に確認できる。作業員はガイダンスに従って、ロータリーの高さを調整する。

・ガイダンスは、

- ①橋梁のジョイント ②舗装継ぎ目（As舗装とCon舗装とに発生している段差）
- ③路肩部の樹 ④幅員減少箇所を対象としている。

○AIを活用したスタック車両の把握

CCTV映像をAIによる画像解析を行うことで、冬期におけるスタック車両を感知し保守業者と連携して、交通阻害になる前に排除を行う。 ※津山出張所管内での取り組み

OCCTV画像とAI解析を使用したスタック車両の検知システムについて(R3～)

- ・国道53号黒尾峠部のCCTVカメラを対象に採用。
- CCTV画像から道路事象を検知するサーバを介して停止車両など(停止・混雑・低速)を判定。web上で異常車両の確認が可能となっている。

【表示イメージ】



道路事象検知サーバ×1台
(巡回型、20台のカメラ検知)
検知機能：停止、混雑、低速

停止：対象カメラ内で一定時間車両の位置が移動しなかった場合
混雑：対象カメラに設定した閾値を超過した場合検知(上記は10台)
低速：走行速度が低下した車両を検知

検知イメージ



課題

・光等の関係で誤認識が生じる。



実際は停止車両はないが「停止1台」と検知

⑩橋梁点検

実施方針

橋梁点検は、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」（令和6年3月 国道・技術課）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（平成28年12月 国道・防災課）及び「コンクリートの塩害に関する特定点検要領（案）」（平成16年3月 国道・防災課）に基づき実施する。

1. 橋梁点検は以下を目的として実施する。

安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図り、橋梁に係る維持管理を効率的に行うための必要な情報を得ることを目的とし、損傷状況の把握、対策区分の判定、点検結果の記録等を実施する。

2. 事務所の施設量

橋梁 1037橋 （R6実施 301橋）

橋梁点検車による点検



第3者被害予防点検



⑪トンネル点検

実施方針

トンネル点検は、「道路トンネル定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」（令和6年3月 国土交通省 道路局）、「トンネル点検・補修の運用方針（案）」（平成26年10月）に基づき実施する。

1. トンネル点検は以下を目的として実施する。

トンネル本体工の変状を把握して、利用者被害の可能性のある覆工や坑門の浮き・剥離箇所を撤去するなどの応急措置を講じ、必要に応じて応急対策及び標準調査の必要性を判定して点検結果の記録等を実施する。

2. 事務所の施設量

トンネル 12トンネル （R6実施 0トンネル）

高所作業車による点検



目視による点検



⑫防災点検

実施方針

過去の防災総点検等で要対策箇所及び防災カルテ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として年1回の頻度で法面等の状況を定期的に観察する防災点検を実施するものとする。

1. 防災点検は以下を目的として実施する。

法面等の状況を定期的に観察することで、災害に至る要因を早期に発見し、必要な対応を図ることを目的とする。

2. 事務所の施設量

i) 落石・崩壊	122箇所
ii) 岩盤崩壊	7箇所
iii) 土石流	39箇所
iv) 盛土	23箇所
v) 擁壁	24箇所
vi) 橋梁基礎洗掘	12箇所
VII) その他	2箇所

法面点検



法面点検



**⑬シェッド・大型カルバート等点検
実施方針**

シェッド・大型カルバート等点検は、「シェッド・大型カルバート等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」（令和6年3月 国道・道路局）に基づき実施する。

R6実施予定

シェッド 4箇所

大型カルバート 16箇所

**⑭横断歩道橋点検
実施方針**

横断歩道橋点検は、「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」（令和6年3月 国道・道路局）に基づき実施する。

R6実施予定 9橋

**⑮附属物（標識、照明施設等）点検
実施方針**

附属物点検は、「門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」（令和6年3月 国道・道路局）及び、門型標識以外の附属物については、「附属物（標識、照明施設等）定期点検要領」（平成31年3月 国道・道路局）に基づき実施する。

R6実施予定 1718箇所

**⑯シェッド、大型カルバート等を除く道路土工構造物点検
実施方針**

道路土工構造物点検は、「道路土工構造物点検要領」（令和5年3月 国道・技術課）に基づき実施する。

R6実施予定 130箇所

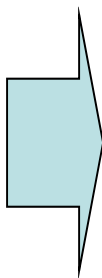
⑪ 橋梁補修 実施方針

橋梁補修は、定期点検結果に基づいて、橋梁毎の次回の点検、修繕、架け替え等の時期を明示した長寿命化計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施する。

定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、必要な補修等の対策を実施する。

R6実施予定 15橋

伸縮装置取替【対策前】



伸縮装置取替【対策後】



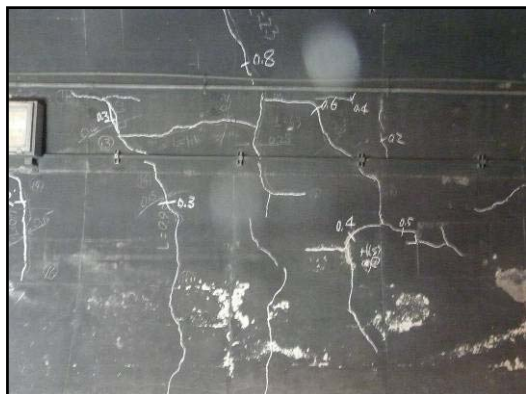
⑫ トンネル補修 実施方針

トンネル補修は、定期点検結果に基づいて、トンネル毎の次回の点検、補修等の時期を明示した長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施する。

定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、必要な補修等の対策を実施する。

R6実施予定 1トンネル

ひび割れ補修【対策前】



①9防災対策

実施方針

防災対策は、過去の防災点検結果及び現地点検により、対策が必要と判断された法面・斜面等について、降雨・降雪等による異常気象時通行規制区間の有無や災害発生の危険性等を勘案して、実施するものとする。

台風、地震、津波等により緊急的な対応が必要となった場合には、上記に関わらず必要な対策を実施するものとする。

法枠による法面保護【対策前】



法枠による法面保護【対策後】



②0橋梁耐震補強

実施方針

橋梁耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時において重大な損傷を防止することを目的とし、現行の道路橋示方書相当の耐震対策を行う必要のある橋梁について、実施する。

緊急な対策が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記に関わらず必要な対策を実施するものとする。

R6実施予定 1 橋

橋脚補強（RC巻立）【対策前】



橋脚補強（RC巻立）【対策後】



4. その他

(1) 道路管理方針の周知、広報

- ・道路維持管理計画については、本局および事務所ホームページに目的、実施方針、実施頻度をアップし、広く道路利用者、沿道住民等への周知に努める。
- ・道路利用者、沿道住民等からの苦情対応等にあたり、道路維持管理計画の趣旨について十分な説明を行い、理解を求める。
- ・行政相談、苦情件数等については内容を分析し、次年度以降の予算執行に反映する。

(2) ICT・AI等の新技術の活用

1) 3次元道路管理情報システムの使用

3次元による情報のプラットフォーム化により、3次元道路管理情報システム内で必要なデータが取得可能となり、状況把握と行政相談対応を迅速化。

※玉島維持出張所での取り組み

【システム画面】



◆3D敷地調査図の表示

◆管理区域図や用地境界の表示



◆それぞれのデータを同時取得



※赤線が用地境界。
交差点名などのランドマーク
情報も表示可能

2) 災害情報収集の高度化

災害発生時に、迅速に被災状況を把握するための、通信回線整備、および、現地調査にかかる装備の整備を実施（ドローン、eバイク、サーチライト）。

※玉島維持出張所での取り組み

◆パトロールカーにeバイクを積載

◆通信環境の整備+ウェアラブルカメラを
搭載し、現地状況を素早く報告



E-バイク



◆パトロールカーにドローンを積載

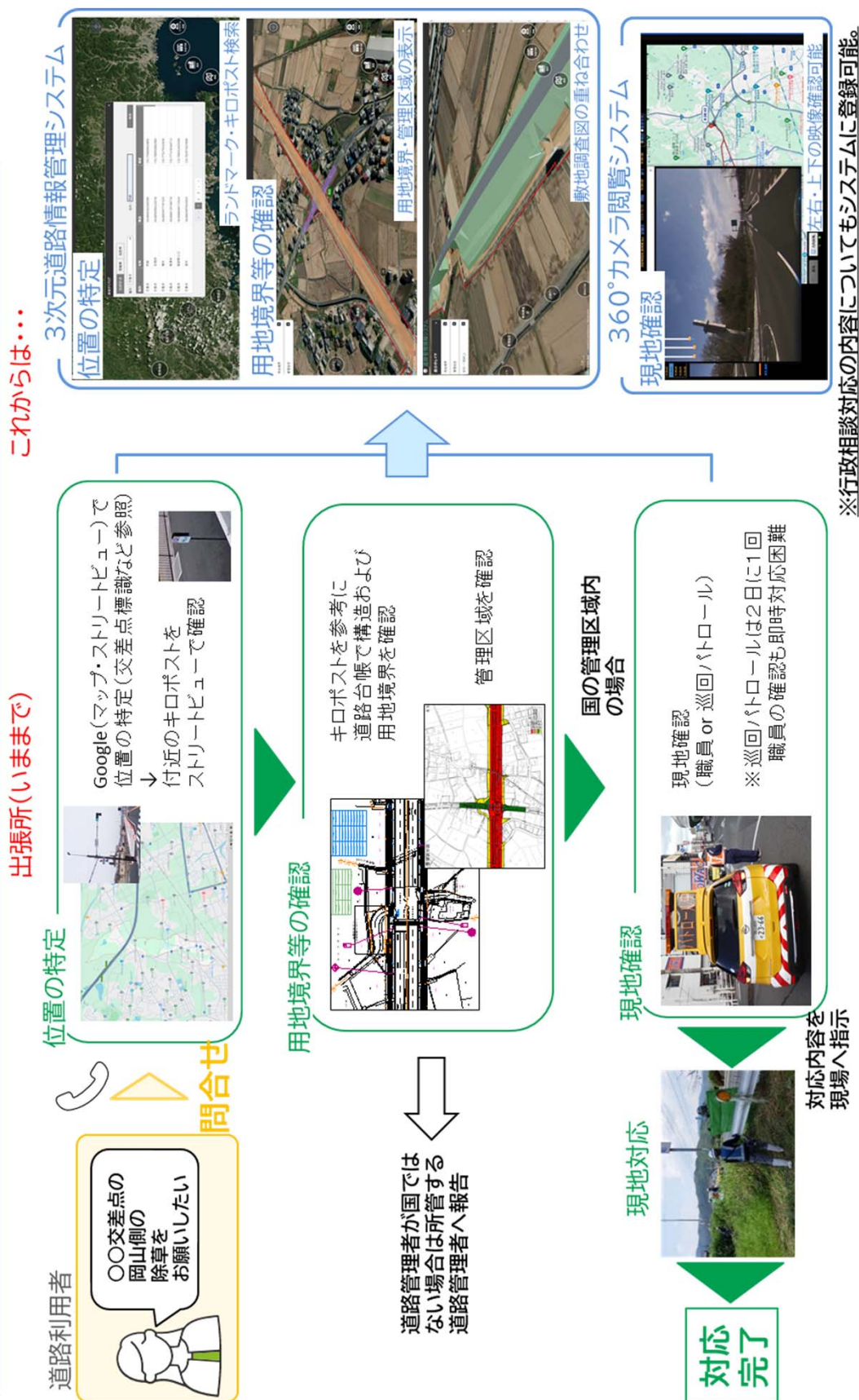
◆ズーム機能付きのカメラを搭載

◆災害の全体像の早期把握



【3次元道路情報管理システムで効率化される具体的な内容】

・道路利用者からの問い合わせから対応完了までの工程が短縮される。

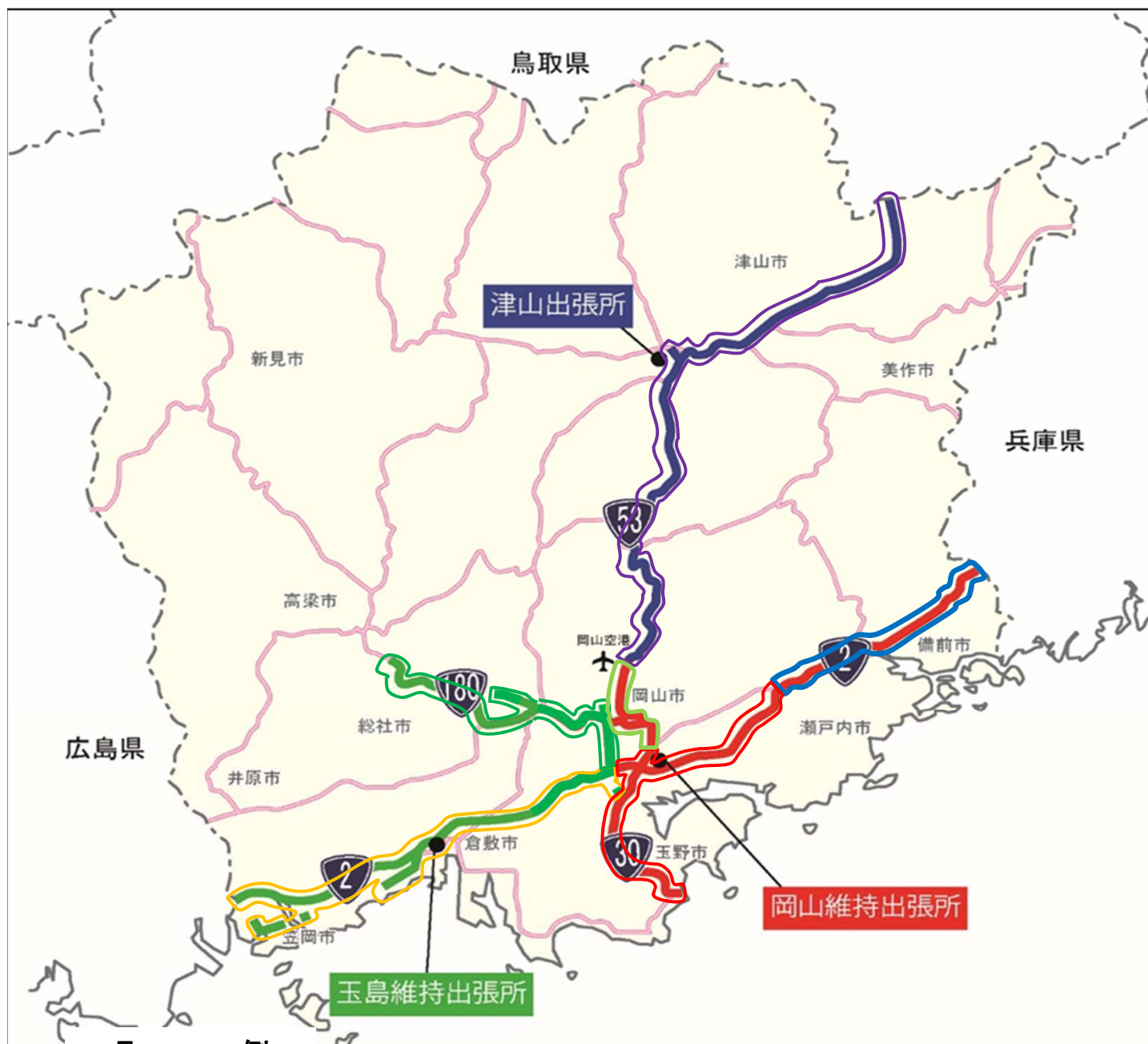


5. 参考資料

別図－1	出張所分担エリア
別図－2	車道部の路面清掃エリアと実施頻度
別図－3	除草実施エリアと実施頻度
別図－4	植樹管理（剪定等）エリアと実施頻度

別図-1 出張所分担エリア

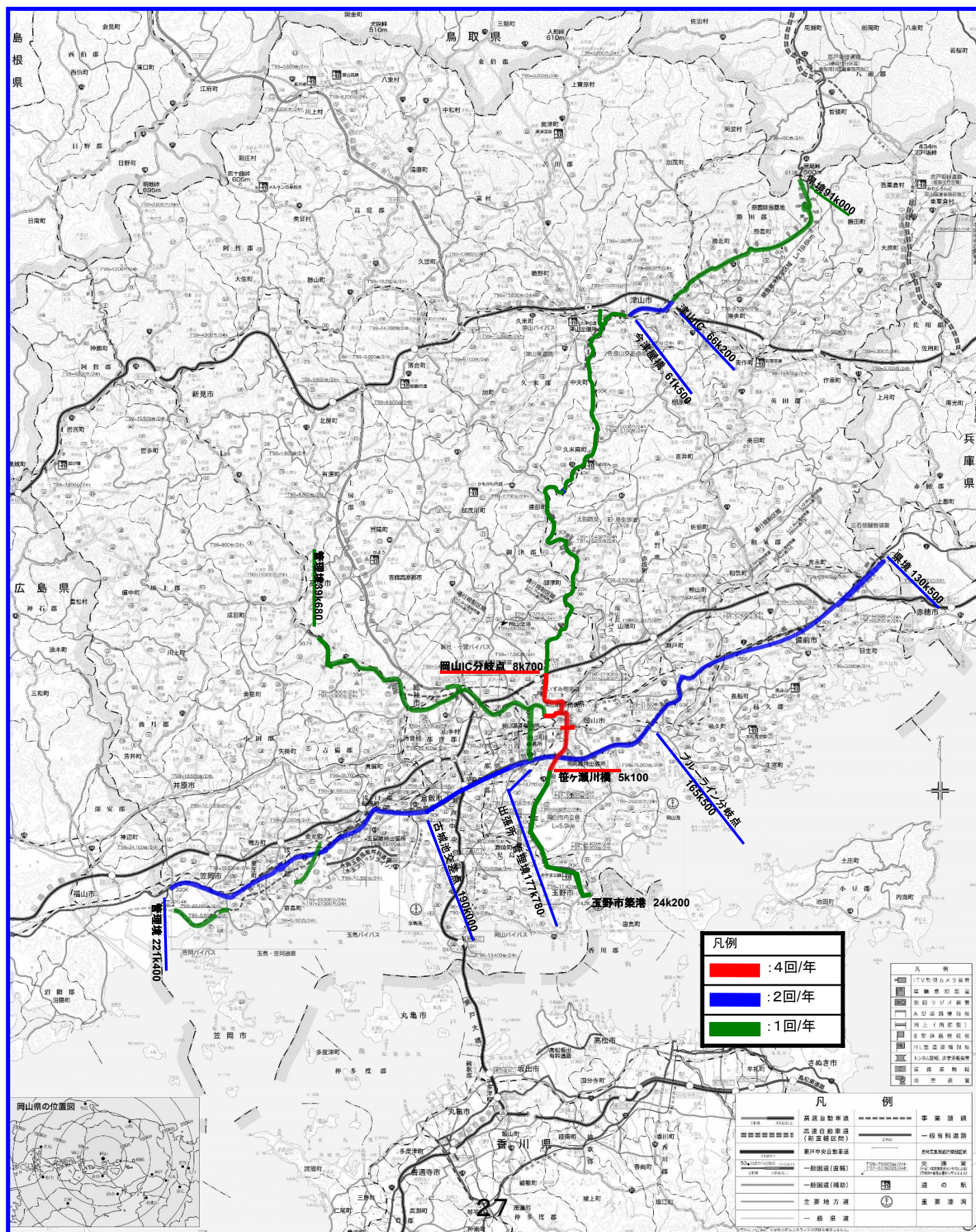
岡山国道事務所



凡 例

			巡回作業
	津山出張所 管理区間		津山保守工事 (R6, 7) 担当範囲 79.0Km
	玉島維持出張所 管理区間		玉島南部保守工事 (R6, 7) 担当範囲 55.1Km
	岡山維持出張所 管理区間		玉島北部保守工事 (R6, 7) 担当範囲 43.1Km
			岡南保守工事 (R5, 6) 担当範囲 45.4Km
			東部保守工事 (R5, 6) 担当範囲 44.8Km
			北部維持工事 (R6) 担当範囲 0 Km ※巡回は東部保守にて実施

岡山県道事務所



岡山国道事務所

6実施方針

- 除草は、雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で実施する。
 - ・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
 - ・運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合
- <具体的に実施する箇所>
 - ・曲線部で視距を確保する箇所
 - ・交通安全施設の機能を確保する箇所・案内標識、テリニエータ等視線誘導標
 - ・歩道がなく、路肩を二輪車(バイク、自転車)が走行する箇所
 - ・観光地等で美観上の配慮が必要な箇所

○法面除草範囲
法肩SL=1.0m、法尻SL=1.5mを基本

R6除草実施予定面積

事務所管内: 約 264,900m²

うち

- 岡山維持管内: 約 93,000m²
- 玉島維持管内: 約 124,000m²
- 津山 管内: 約 47,900m²

岡山県の位置図

凡例

凡	例
高速自動車道	一般国道線
高速自動車道(新五区間)	一般国道線
新中央自動車道	一般国道線(補助)
一般国道線(補助)	主要地方道
主要地方道	一般県道
道の駅	重要港湾

別図-4 植樹管理(剪定等)エリアと実施頻度

岡山国道事務所

